

障がい福祉サービス事業 指導調書

児童発達支援

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	児童福祉法
施行規則	児童福祉法施行規則
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 24 厚令 15	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 24 厚告 122	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
平 24 厚告 128	こども家庭庁長官が定める一単位の単価
平 24 厚告 231	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針
平 24 厚告 269	こども家庭庁長官が定める施設基準
平 24 厚告 270	こども家庭庁長官が定める児童等

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和 2 年 7 月 1 7 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○二重線で囲んでいる「26 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」（4 5 頁）については、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成 2 6 年 3 月 2 8 日障発 0 3 2 8 第 4 号）の主眼事項及び着眼点等に記載されておりましたが、給付費の適正化を図るため指導調書には記載しています。そのため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）。

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は 2 部作成の上、1 部は事業所控えとして保管し、1 部は実地指導実施日の 1 週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2 か所止め）してください。

第1 基本方針（法第21条5の19）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本方針	（1）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	平24厚令15第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（以下「障がい福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条第3項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（3）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3条第4項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（4）指定児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。	平24厚令15第4条	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第21条の5の19第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業員の員数	（1）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。（8）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。	平24厚令15第5条第1項 平24厚令15第5条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	R3 報酬改定に伴い、 R3.4.1より障がい福祉サービス経験者廃止 （※経過措置あり）
	一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上				

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p>			適・否・非該当	
	<p>（経過措置） 令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障がい福祉サービス経験者についても、（一）の員数に加えることができるものとする。</p>	令3厚令10附則第6条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
<p>※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）</p>					
	<p>（2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。（以下各号、（10）において同じ。）</p> <p>一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>二 当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</p>	平24厚令15第5条第2項 平24厚令15第5条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	<p>（3）（2）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当</p>	平24厚令15第5条第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。		勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
	（４）（１）から（３）の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児（法第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、四の機能訓練担当職員を置かないことができる。） 一 嘱託医 1以上 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう） 1以上 三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第5条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（５）（１）の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15第5条第6項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（６）（３）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（１）の児童指導員又は保育士の合計数のうち半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15第5条第7項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（７）（１）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15第5条第8項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（８）（１）の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童	平24厚令15第5条第9項	障害児の支援に支障がないことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>への保育に併せて従事させることができる</p> <p>(9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（14）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう） ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 	<p>平24厚令15第6条第1項 平24厚令15第6条第5項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(経過措置)</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。</p>	<p>平24厚令15附則第3条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(10) (9) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員がそれぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置</p>	<p>平24厚令15第6条第2項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>かないことができる。 (以下、(2)と同様のため各号省略。)</p>		<p>が分かる書類(実績表等)</p>		
	<p>(11)(10)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<p>平24厚令15第6条第3項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(12)(10)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(9)各号に掲げる従業者((10)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう) 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数 	<p>平24厚令15第6条第4項、第7項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(経過措置) 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ2以上」とする。</p>	<p>平24厚令15附則第3条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(13)(10)(11)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、(9)各号に掲げる従業員のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び</p>	<p>平24厚令15第6条第5項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	保育士の総数に含めることができる) ① 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 1以上 ② 機能訓練担当職員 1以上		利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
	（14）（9）から（13）まで（（9）第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、（9）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）	平24厚令15第6条第8項、第7項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
2 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平24厚令15第7条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（（2）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（2）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24厚令15第8条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第8条第2項	従業者の勤務実態の分かる書類 （出勤簿等）	適・否・非該当	

第3 設備に関する基準（法第21条の5の19第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 設備	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15第9条第1項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
① 児童発達支援事業（児童発達支援センターであるものを除く）	（2）（1）に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第9条第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（3）（1）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事	平24厚令15第9	平面図	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
の場合	業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	条第3項	設備・備品等一覧表 【目視】		
② 児童発達支援センターであるもの場合	(4) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(7)まで同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。(ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障がい児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。)	平24厚令15第10条第1項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	(5) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。) 一 指導訓練室 イ 定員は、おおむね10人とする事。 ロ 障がい児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障がい児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。	平24厚令15第10条第2項	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	(6) (4)に規定する設備のほか、主として知的障がいのある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。	平24厚令15第10条第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	(7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	平24厚令15第10条第4項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

第4 運営に関する基準(法第21条の5の19第2項)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。)	平24厚令15第11条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始に	平24厚令15第12条第1項	重要事項説明書 利用契約書(保護者の署名捺印)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ついて当該利用申込者の同意を得ているか。				
	(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条第2項	重要事項説明書 利用契約書（保護者の署名捺印） その他保護者に交付した書面	適・否・非該当	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第13条第1項	受給者証の写し	適・否・非該当	
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第13条第3項	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条第4項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平24厚令15第17条	受給者証の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 18 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 18 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 15 第 19 条	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
10 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 20 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 20 条第 2 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
11 サービス提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 21 条第 1 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 15 第 21 条第 2 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 15 第 22 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 22 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平 24 厚令 15 第 23 条第 3 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(4) (3) 第一号に掲げる費用については、平成 24 年厚生労働省告示第 231 号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 4 項 平 24 厚告 231	請求書 領収書 重要事項説明書	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 5 項	領収書	適・否・非該当	
	(6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 6 項	重要事項説明書	適・否・非該当	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者等に通知しているか。	平 24 厚令 15 第 24 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 障がい児通所給付費の額に係	(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知している	平 24 厚令 15 第 25 条第 1 項	通知の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
る通知等	か。				
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚令 15 第 25 条第 2 項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
16 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は(3)の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	平 24 厚令 15 第 26 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 5 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
17 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(児童発達支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 1 項	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている	平 24 厚令 15 第 27 条第 2 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。		リングを実施したことが分かる記録		
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 4 項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	
	（５）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 5 項	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	（６）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 6 項	個別支援計画（保護者の署名捺印）	適・否・非該当	
	（７）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 7 項	保護者に交付した記録 個別支援計画（保護者の署名捺印）	適・否・非該当	
	（８）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 8 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 24 厚令 15 第 27 条第 9 項	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 10 項	(2) から (7) に掲げる確認資料	適・否・非該当	
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 19 に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平 24 厚令 15 第 28 条	相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) 他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
19 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 29 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 指導、訓練等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 2 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 3 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時 1 人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 4 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 5 項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
21 食事	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。)において、障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。	平 24 厚令 15 第 31 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平 24 厚令 15 第 31 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 24 厚令 15 第	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄				
		31条第3項							
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平 24 厚令 15 第 31 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平 24 厚令 15 第 32 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 32 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
23 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行っているか。	平 24 厚令 15 第 33 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
	(2) (1) の指定児童発達支援事業者は、(1) の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。	平 24 厚令 15 第 33 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
	<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断</td> <td>通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障がい児が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断	障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断				
児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断								
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断								
	(3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	平 24 厚令 15 第 33 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					
24 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 34 条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当					
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 15 第 35 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当					

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
26 管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平 24 厚令 15 第 36 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平 24 厚令 15 第 36 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項 	平 24 厚令 15 第 37 条	運営規程	適・否・非該当	
28 勤務体制の確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 1 項	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 38 条第 2 項	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 3 項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 4 項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
29 業務継続計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。【令和6年3月31日までは努力義務】	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 1 項	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 3 項	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
30 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 39 条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
31 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条第 1 項	非常災害対応計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 24 厚令 15 第 40 条第 2 項	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】	平 24 厚令 15 第 40 条第 3 項	避難訓練の記録	適・否・非該当	
	(4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画 避難訓練の記録	適・否・非該当	
32 安全計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 1 項	安全計画に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者と	平 24 厚令 15 第	保護者に周知したことが	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	の連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	40条の2第3項	分かる書類		
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第40条の2第4項	安全計画に関する書類	適・否・非該当	
33 自動車 を運行する 場合の所在 の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。	平24厚令15第40条の3第1項	自動車運行状況及び所在を確認したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障がい児の降車の際に限る。)を行っているか。	平24厚令15第40条の3第2項	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類	適・否・非該当	
34 衛生管 理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条第1項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：3月に1回以上 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】	平24厚令15第41条第2項	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
35 協力医 療機関	指定児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
36 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 24 厚令 15 第 43 条第 1 項、第 2 項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
37 身体拘束等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平 24 厚令 15 第 44 条第 1 項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 24 厚令 15 第 44 条第 2 項	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上 ※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 24 厚令 15 第 44 条第 3 項	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
38 虐待等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業員は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平 24 厚令 15 第 45 条第 1 項	個別支援計画 虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等) ケース記録 業務日誌	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。※年1回以上	平 24 厚令 15 第 45 条第 2 項	委員会議事録 従業員に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的実施しているか。※年1回以上 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）		
39 秘密保持等	（1）指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 24 厚 令 15 第 47 条第 1 項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	平 24 厚 令 15 第 47 条第 2 項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）	適・否・非該当	
	（3）指定児童発達支援事業者は、指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	平 24 厚 令 15 第 47 条第 3 項	個人情報同意書	適・否・非該当	
40 情報の提供等	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平 24 厚 令 15 第 48 条第 1 項	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚 令 15 第 48 条第 2 項	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
41 利益供与等の禁止	（1）指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者等）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚 令 15 第 49 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 24 厚 令 15 第 49 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
42 苦情解決	（1）指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚 令 15 第 50 条第 1 項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚 令 15 第 50 条第 2 項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	（3）指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、	平 24 厚 令 15 第	市町村又は都道府県から	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	50 条第 3 項	の指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類		
	（４）指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 4 項	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	（５）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 5 項	運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
43 地域との連携等	（１）指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚令 15 第 51 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 51 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
44 事故発生時の対応	（１）指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 1 項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	（３）指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 3 項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行つたことが分かる資料（賠償責任保険書類等）	適・否・非該当	
45 会計の	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分す	平 24 厚令 15 第	収支予算書・決算書等の会	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
区分	るとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	53条	計書類		
46 記録の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 15 第 54 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 一 11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 四 37(2)に規定する身体拘束等の記録 五 42(2)に規定する苦情の内容等の記録 六 44(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 15 第 54 条第 2 項	左記一から六までの書類	適・否・非該当	
47 電磁的記録等	(1) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 共生型障がい児通所支援に関する基準（法第21条の5の17）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p>	平 24 厚令 15 第 54 条の 2	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	適・否・非該当	
	<p>二 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		適宜必要と認める資料		適・否・非該当
2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。</p>	平 24 厚令 15 第 54 条の 3 平 11 厚令 37 平 18 厚令 34	<p>平面図 【目視】 利用者数が分かる書類</p>	適・否・非該当	
	<p>二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p>		<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>		適・否・非該当
	<p>三 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		適宜必要と認める資料		適・否・非該当

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄								
3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。</p>	平 24 厚令 15 第 54 条の 4 平 18 厚令 34 平 18 厚令 36 平 18 厚令 171 平 24 厚令 15 第 72 条の 2	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当									
	<p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たり上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とすること。</p> <table border="1" data-bbox="315 1015 772 1166"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
	登録定員		利用定員										
	26人又は27人		16人										
28人	17人												
29人	18人												
<p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	平面図 【目視】	適・否・非該当											
<p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p>	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当											

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	五 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 準用	(平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 4 節(第 11 条を除く。))の規定を準用)	平 24 厚令 15 第 54 条の 5	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	
5 電磁的記録等	(1) 指定児童発達支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 6 多機能型事業所に関する特例(法第 21 条の 5 の 19)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者の員数に関する特例	(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所(平成 24 年厚生労働省令第 15 号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(8)まで同じ。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下(2)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障がい児の数が 10 までのもの 2 以上 ロ 障がい児の数が 10 を超えるもの 2 に、障がい児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1 以上	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 (第 5 条第 1 項、第 5 項適用)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
	(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠で	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 (第 5 条第 2 項、	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>ある障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）がそれぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。（以下各号、（５）において同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定多機能型事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所が特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 	第５項適用)	勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
	<p>（３）（２）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	平 24 厚 令 15 第 80 条 第 1 項 （第 5 条 第 3 項 適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	<p>（４）指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40 人以下の障がい児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託医 1 以上 二 児童指導員及び保育士 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位（指定通所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障がい児の数を４で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1 以上 ハ 保育士 1 以上 三 栄養士 1 以上 四 調理員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上 	平 24 厚 令 15 第 80 条 第 1 項 （第 6 条 第 1 項 適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(5)(4)各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員がそれぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。(以下、(2)と同様のため各号省略。)	平 24 厚 令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 2 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(6)(5)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。	平 24 厚 令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 3 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(7)(5)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる多機能型事業所には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者((4)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。) 一 言語聴覚士 指定通所支援の単位 (指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの) ごとに 4 以上 二 機能訓練担当職員 (日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数 三 看護職員 (日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数	平 24 厚 令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 4 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(8)(5)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。) 一 看護職員 1 以上 二 機能訓練担当職員 1 以上	平 24 厚 令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 5 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(9)(4)から(8)まで((4)第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障が	平 24 厚 令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 8 項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	い児の支援に支障がない場合は、(3) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	適用)	勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)		
	(10) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第1項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	平24厚令15第82条第2項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第3項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第4項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
4 電磁的記録等	(1) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行	平24厚令15第	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	83条第2項			

第7 変更の届出等（法第21条の5の20）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（1）指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第8 障がい児通所給付費の算定及び取扱い（法第21条の5の3第2項）

※指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を「指定児童発達支援等」と定義。

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	（1）児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費単位数表」第1（1の注7を除く。）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。	平24厚告122の一 平24厚告128	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	（2）（1）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄																															
	<p>【多機能型事業所の場合】 「サービスの組み合わせ」及び「従業員の員数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">サービスの組み合わせ</th> <th colspan="2">従業員の員数に関する特例</th> </tr> <tr> <th>適用あり</th> <th>適用なし</th> </tr> <tr> <td>「児」＋「児」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> <tr> <td>「児」＋「者」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> </table> <p>(貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>定員数</th> <th>サビ管名及び児発管名</th> <th>請求時の定員規模別単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例		適用あり	適用なし	「児」＋「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定	「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定	サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価																			適・否・非該当	
サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例																																			
	適用あり	適用なし																																		
「児」＋「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定																																		
「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定																																		
サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価																																	
2 児童発達支援給付費	障がい児、難聴児又は重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合については、次に該当するものとして市に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、障がい児の障がい児種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																																
①児童発達支援センターにおいて障がい児に対しサービスを行う場合	イ 「児童発達支援センター」において「障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 (1) 医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)のいずれにも該当すること (2) (1)以外の障がい児 以下の(a)に該当すること (a) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障がい児の数を4で除して得た数以上であること (b) 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 ÷ 医療的ケア区分2の障がい児 ÷ 2 ÷ 医療的ケア区分1の障がい児 ÷ 3	平 24 厚告第 122 号別表第 1 の 1 注 1 平 24 厚告 269 の 一	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																																
②児童発達支援センターにおいて難聴児に対しサービスを行う場合	ロ 「児童発達支援センター」において「難聴児に対し」指定児童発達支援を行う場合 (1) 医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)のいずれにも該当すること (2) (1)以外の障がい児 以下の(a)に該当すること		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																																

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(a) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障がい児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は4以上であること (b) 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 ÷ 医療的ケア区分2の障がい児 ÷ 2 + 医療的ケア区分1の障がい児 ÷ 3				
③児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対しサービスを行う場合	ハ 「児童発達支援センター」において「重症心身障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 重症心身障がい児を対象とし、保育士、児童指導員、看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、障がい児の数を4で除した数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
④児童発達支援センター以外において障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 主に小学校就学前の障がい児（未就学児）に対しサービスを行う場合	ニ 「児童発達支援センター以外」において「障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 (1) 主に小学校就学前の障がい児（以下「未就学児」という。） (ア) 医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)に該当し、又は(c)に該当する場合であって、かつ(d)に該当すること (イ) (ア)以外の障がい児 以下の(a)及び(b)に該当し、又は(c)に該当すること (a) 指定通所基準第5条第1項(第2の1の(1))の基準を満たしていること (b) 障がい児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること (c) 指定通所基準第5条第4項(第2の1の(4))の基準を満たしていること (d) 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 ÷ 医療的ケア区分2の障がい児 ÷ 2 + 医療的ケア区分1の障がい児 ÷ 3	平24厚告第122号別表第1の1注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 未就学児以外の場合	(2) 未就学児以外の障がい児の場合 (ア) 医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)のいずれにも該当すること (イ) (ア)以外の障がい児 以下の(a)に該当すること (a) 指定通所基準第5条第1項(第2の1の(1))の基準を満たしてい		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ること (b)看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 + 医療的ケア区分2の障がい児÷2 + 医療的ケア区分1の障がい児÷3				
⑤児童発達支援センター以外において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合	ホ 「児童発達支援センター以外」において「重症心身障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 指定通所基準第5条第4項（第2の1の（4））の基準を満たしていること			適・否・非該当	
⑥共生型の場合	へ 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の二の二に適合するものとして市長に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第1の1の注2の2 平24厚告269の二の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
3 減算	児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
①定員超過利用減算	ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員50人以下の指定児童発達支援事業所の場合 1日当たりの利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。(Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。(Ⅱ)及びイにおいて同じ。)に150%を乗じて得た数を超える場合、当該1日について利用者全員につき、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告第122号別表第1の1注3(1)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(Ⅱ) 利用定員51人以上の指定児童発達支援事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に、利用定員から50を差し引いた数に25%を乗じて得た数に、25を加えて得た数を加えて得た数を超える場合、当該1日について利用者全員につき、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	125%を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について利用者全員につき、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算)				
	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等において、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合は、当該サービスごとに前述のア及びイを適用する。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
②人員欠如減算	エ 指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)に置くべき従業者の員数が、こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準(人員欠如)に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 児童指導員又は保育士の欠如の場合 ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50 (二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如の場合 ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70 イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50	平24厚告第122号別表第1の1注3(1)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3報酬改定に伴い、R3.4.1より障がい福祉サービス経験者削除 ※令和3年3月末時点での指定事業所は、2年間の経過措置あり。
③個別支援計画未作成減算	オ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合100分の70 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合100分の50	平24厚告第122号別表第1の1注3(2)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
④自己評価結果等未公表減算	カ 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の提供に当たって、基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出していない場合、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告第122号別表第1の1注3(3)	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
⑤開所時間	キ 当該指定児童発達支援事業所等の運営規程に定める営業時間の時間数	平24厚告第122	適宜必要と認める報酬関	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
減算	が4時間を満たしていない場合は所定単位数に100分の70、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。	号別表第1の1注4	係資料		
⑥身体拘束廃止等未実施減算	ク 指定児童発達支援等の提供に当たって、次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、(二)～(四)について、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 (一) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束に係る記録が行われていない場合 (二) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上開催していない場合	平24厚告第122号別表第1の1注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
4 人工内耳装用児支援加算	指定児童発達支援の単位(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 利用定員が20人以下の場合 603単位 ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位 ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位 ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位	平24厚告122別表第1の1の注7	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
5 児童指導員等加配加算	(1) 常時見守りが必要な障がい児への支援や障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数(6の専門的支援加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の一に適合する専門職員(理学療法士等)、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の一の二に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所(二の①又は②を算定する場合にあっては、児童指導員等配置加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童	平24厚告122別表第1の1の注8 平24厚告270の一	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ハ 主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く）</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ホ 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p>				
6 専門的支援加算	<p>理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（5の児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以</p>	平 24 厚告第 122 号別表第 1 の 1 注 9	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(ただし、第8の3の③個別支援計画未作成減算を算定している場合は、算定しない。)</p>				
7 看護職員加配加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 看護職員加配加算（Ⅰ）</p> <p>次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 重症心身障がい児を対象として算定する児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置</p> <p>② 通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上</p> <p>③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表</p> <p>ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）</p> <p>次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 重症心身障がい児を対象として算定する児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置</p> <p>② スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上</p> <p>③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 1 の 1 の注 10</p> <p>平 24 厚告 269 第 3 号</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
8 共生型サービス体制強化加算	<p>共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 1 の 1 の注 11</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合				
9 家庭連携加算	指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問して障がい児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
10 事業所内相談支援加算	(1) 事業所内相談支援加算 (I) 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に9の家庭連携加算又は(2)の事業所内相談支援加算(II)を算定している場合に算定していないか。	平 24 厚告第 122 号別表第 1 の 2 の 2 注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 事業所内相談支援加算 (II) については、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して当該障がい児の療育に係る相談援助を当該障がい児以外の障がい児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に9の家庭連携加算を算定している場合に算定していないか。	平 24 厚告第 122 号別表第 1 の 2 の 2 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
11 食事提供加算	(1) 食事提供加算 (I) については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号ロ又は第 4 号に掲げる通所給付決定保護者（中間所得者）の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に子ども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 3 の 注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 食事提供加算 (II) については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第 24 条第 5 号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等）の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に子ども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 3 の 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
12 利用者	指定児童発達支援事業所等が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利	平 24 厚告 122 別	適宜必要と認める報酬関	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
負担上限額 管理加算	用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	表第1の4の注	係資料		
13 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、第2の1により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型児童発達支援事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。	平24厚告122別表第1の5の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3報酬改定に伴い、R3.4.1より障がい福祉サービス経験者削除 ※令和3年3月末時点での指定事業所は、2年間の経過措置あり。
	(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、第2の1により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。	平24厚告122別表第1の5の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 福祉専門職員配置等加算(III)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。 ① 児童指導員若しくは保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平24厚告122別表第1の5の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
14 栄養士配置加算	(1) 栄養士配置加算(I)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した	平24厚告122別表第1の6の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	適切な食事管理を行っていること。				
	<p>(2) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	平 24 厚告 122 別表第 1 の 6 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
15 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障がい児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障がい児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 7 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
16 特別支援加算	<p>次の①から③に掲げる基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、④から⑦のいずれにも適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき54単位を加算しているか。ただし、児童指導員等加配加算の理学療法士等を配置する場合の加算若しくは専門的支援加算の理学療法士等を算定している場合又は、共生型サービス体制強化加算(イもしくはロ)を算定していない場合は、加算しない。</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置していること。ただし、</p>	平 24 厚告 122 別表第 1 の 8 の注 平 24 厚告 269 の四 平 24 厚告 270 の一の三	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>医療的ケア児の単価を算定する事業所にあつては看護職員を除き、難聴児の単価を算定する事業所にあつては言語聴覚士を除き、重症心身障がい児の単価を算定する事業所にあつては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>② 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>③ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>④ 特別支援加算の対象となる障がい児(以下「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児ごとに特別支援計画を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>⑤ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>⑥ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>⑦ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p>				
17 強度行動障がい児支援加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障がい児を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行うものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、当該指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の③又は⑤を算定している場合は、加算しない。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 8 の 2 の注 平 24 厚告 270 第 1 号の 4・5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
18 個別サポート加算	<p>(1) 個別サポート加算（Ⅰ）については、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日に所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費について重症心身障がい児に対してサービスを行う場合は、加算しない。</p> <p>※別にこども家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障がい児</p> <p>イ 4歳未満であって、平成24厚労告270・第1号の6にある表において、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2項目以上について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする区分に該当する障がい児</p> <p>ロ 3歳以上であって、同表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1項目以上について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要に該当する障がい児</p>	平24厚告122別表第1の9の注1 平成24厚労告270・第1号の6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(2) 個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第1の9の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
19 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には、算定しない。（※以下（1）～（3）、（6）、（7）について同じ。）</p>	平24厚告122別表第1の10の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第1の10の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、</p>	平24厚告122別表第1の10の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。				
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(1)～(3)を算定している場合若しくは重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定事業所においては、重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。(※以下(5)において同じ。)	平24厚告122別表第1の10の注4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の10の注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の10の注6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(7) 医療連携体制加算(VII)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の10の注7	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
20 送迎加算	(1) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して行う場合については、障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合、又は児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。	平24厚告122別表第1の11の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(1の2) (1) 及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア	平24厚告122別表第1の11の注1の2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。				
	(2) 重症心身障がい児に対して行う場合については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 2 平 24 厚告 269 の四の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対して行う場合及び重症心身障がい児に対して行う場合については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
21 延長支援加算	平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の五に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障がい児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障がい児に対し、障がい児の障がい種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の注 5 平 24 厚告 269 の五	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
22 関係機関連携加算	(1) 関係機関連携加算（Ⅰ）については、障がい児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障がい児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、8の共生型サービス体制強化加算のⅠ又はⅡを算定していない場合に、算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 関係機関連携加算（Ⅱ）については、障がい児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
23 保育・教育等移行支援加算	障がい児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所等を退所して保育所等に通う	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	こととなった障がい児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。				
24 福祉・介護職員処遇改善加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 23 までにより算定した単位数の 100 分の 33 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 1 の 13 の注 平 24 厚告 270 の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	※令和 3 年 3 月末時点で（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定している事業所は、1 年間の経過措置あり。
25 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障がい児に対し、指定児童発達支援事業所等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 23 までに算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 23 までに算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 1 の 14 の注 平 24 厚告 270 の三	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
26 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障がい児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 15 の注 平 24 厚告 270 の三の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	